② 建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「東九州道（清武～北郷）九平トンネル新設工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

田浦外⑵倉庫新設等建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 27 年 10 月 23 日

支出負担行為担当官

南関東防衛局長　土本　英樹

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14

1　工事名　田浦外⑵倉庫新設等建築その他工事

2　工事場所　神奈川県横須賀市、綾瀬市

3　工事概要

【田浦地区　建築工事】

・補給倉庫（鉄骨造４階建／延べ面積約15,200㎡）新設のうち、躯体工事の全て、屋根工事の全て、外装工事の一部

・既設構造物撤去一式

【田浦地区　土木工事】

・汚染土壌撤去　約11,000㎥

・切土　約1,000㎥

・盛土、整地　約11,000㎥

・既設構造物撤去　一式

【厚木地区　建築工事】

・通信局舎Ａ（鉄筋コンクリート造２階建／延べ面積約140㎡）新設（屋上鉄塔Ｈ＝22ｍ含む。）

・通信局舎Ｂ（鉄筋コンクリート造２階建／延べ面積約140㎡）新設

・通信局舎Ｃ（鉄筋コンクリート造２階建／延べ面積約60㎡）改修

・鉄塔（鉄骨造Ｈ＝11m）新設

・詳細図等作成業務（通信局舎Ｃ改修、鉄塔新設）一式

4　工期　平成30年２月28日まで。ただし、厚木地区については平成28年12月25日までとする。

5　競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付

⑴ 交付期間　平成27年10月23日から平成28年１月21日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時まで。

なお、紙による交付は午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

⑵ 交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付は下記のとおり。

〒231－0003 神奈川県横浜市中区北仲通５－57横浜第２合同庁舎13Ｆ　南関東防衛局総務部契約課　ＴＥＬ045－211－7143

⑶ その他　特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出

⑴ 提出期間　平成27年10月23日から同年11月13日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵ 提出場所　上記５⑵に同じ。

⑶ 提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出する。

ア　平成27・28年度資格審査申請の際に提出した総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）の写し

イ　共同企業体等調書

ウ　共同企業体協定書の写し

エ　工事経歴書（下記７⑵アの要件を満たす施工実績を記載したもの。）

⑷ その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成27年11月16日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴ 特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　防衛省の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）において「建築一式工事」で級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。

イ　防衛省競争参加資格において「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上である。

ウ　申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、南関東防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防経施第5989号。27. 4. 1）に基づく指名停止を受けていない。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない。

⑵ 構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　平成12年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で、２階建て以上かつ延べ面積が１棟